

高速自動車国道と自動車専用道路



私たちが利用する高速道路は、高速自動車国道と自動車専用道路の2つに分けられます。どちらも一般道路に比べて高い速度域で走行できますが、最高速度や通行車両などに違いがあります。

■高速自動車国道とは？・・・「高速道路」が付く道路と「自動車道」が付く道路があります。

- ・「高速道路」が付く道路（4路線）---東名高速道路、新東名高速道路、名神高速道路、新名神高速道路
- ・「自動車道」が付く道路（39路線）---東北自動車道、北陸自動車道、中国自動車道、九州自動車道など

①高速自動車国道は普通乗用車等が最高速度 100km【注1・2】、最低速度 50km に規定されています。

ただし、これは高速自動車国道の本線車道および加速車線、減速車線で、速度指定のない場合です。

【注1】大型貨物自動車、特定中型貨物自動車、大型特殊自動車、トレーラーは最高速度 80km です。

【注2】2020年9月に東北道の一部で、同12月から新東名の一部で 120km に引き上げられ、今後は更に拡大予定です。（右図）

②上下1車線ずつの暫定2車線区間や登坂車線では最高速度が 60km になっている場合もあるので注意しましょう。

③通行できない車両は、軽車両、原付自転車、総排気量 125cc 以下の普通自動二輪車、ミニカー、小型特殊自動車、けん引車両です。



■自動車専用道路とは？・・・都市高速道路と一般国道自動車専用道路の2種類があります。

- ・都市高速道路（東京・大阪・名古屋・福岡・北九州・広島の6大都市圏にあり、首都高速道路、阪神高速道路、名古屋高速道路、福岡高速道路、北九州高速道路、広島高速道路の6路線）
- ・一般国道自動車専用道路（京葉道路、伊勢湾岸道路など）

①自動車専用道路の最高速度は、原則として速度標識がない時の最高速度は一般道路と同様に 60km 以下に規定されています。最低速度の規定はありません。

②道路の状況等により、最高速度を 70km や 80km に引き上げている区間もあります。

③通行できない車両は、軽車両、原付自転車、総排気量 125cc 以下の普通自動二輪車、ミニカーです。

■注意すべきポイント

①走行する際に注意したいのは、どちらも高速道路なので自動車専用道路でも高速自動車国道と同じ感覚でスピードを出してしまうことです。道路標識や速度標識に注意を払い、最高速度を順守しましょう。

②自動車専用道路では最低速度の規定がないため、高速自動車国道では走行できないロープ等で故障車をけん引している車や小型特殊自動車も走行できます。そのため、速度の遅い車が走行している可能性がありますから、特に前を走る車の速度には注意し、車間距離を適正に保持するなど安全運転に努めましょう。